

参考配布

総行政第18号

平成21年1月28日

各都道府県知事 殿

各政令指定都市市長 殿

総務事務次官

定額給付金給付事業費補助金交付要綱について

標記のことについて、今般、別添のとおり定めましたので、通知します。なお、本要綱の施行日については、別途通知します。

本通知の内容については、貴都道府県内の市町村(特別区を含む。)に対しても、速やかに御連絡いただくようお願いします。

定額給付金給付事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 定額給付金給付事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）その他の法令及び関係通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付の目的等)

第2条 この補助金は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）を事業主体として、景気後退下での住民の不安に対処するため、定額給付金を給付することにより住民への生活支援を行うことを目的とし、あわせて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資するものとする。

(交付の対象等)

第3条 総務大臣（以下「大臣」という。）は、別紙の基準に基づき、申請・受給者からの給付の申請を受けて、市町村が定額給付金を給付した場合において、市町村が当該請求に応じて支払う金額について、補助金（補助率：10分の10）を交付する。

(申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村（以下「補助事業者」という。）は、別記様式第1による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別記様式第2による交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 法第9条第1項の規定に基づき申請を取り下げようとするときは、交付決定の日から起算して30日以内に、補助事業者が大臣に申し出るものとする。

第7条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第3による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、別記様式第4による中止・廃止の承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5による補助事業事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに別記様式第6による補助事業状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助事業の完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第7による補助事業実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、補助事業実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に別記様式第8により通知しなければならない。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第13条 大臣は第8条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第14条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第15条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第9による調書を作成しておかなければならない。

(補助事業の検査等)

第 16 条 大臣は、法第 23 条の規定に基づき補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、職員をして検査等をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票（別記様式第 10 による。）を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(別紙)

第1 給付対象者及び申請・受給者

1 給付対象者

定額給付金の給付対象者は、平成21年2月1日(以下「基準日」という。)において、次の要件のいずれかに該当する者とする。

- ①当該市町村の住民基本台帳に記録されている者(基準日より前の日に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日時点において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日後初めて当該市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)
- ②当該市町村の外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者
 - ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者
 - ・出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める在留資格を有して在留する者(出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、短期滞在の在留資格で在留する者を除く。)

2 申請・受給者

定額給付金の申請・受給者は、1に掲げる給付対象者ごとに次のとおりとする。

- ・住民基本台帳に記録されている者については、その者の属する世帯の世帯主(ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者(世帯主及び世帯員をいう。以下同じ。)のうちから選ばれた者))
- ・外国人登録原票に登録されている者のうち給付対象者の要件に該当する者については、その者(ただし、当該者が基準日以降に死亡した場合は、住民基本台帳又は外国人登録原票において、当該死亡した者の居住地と同一の場所を住所又は居住地とし、かつ、生計をともにしていた者のうちから選ばれたもの)

第2 給付額

給付額は、第1の1に掲げる給付対象者1人につき1万2千円とする。ただし、基準日において65歳以上の者及び18歳以下の者については、1人につき2万円とする。

第3 給付方法等

1 申請及び給付の方法

市町村は、申請・受給者に対し、第1の1の情報に基づき、申請に必要な書類を送付又は配布する（当該市町村の規模等を勘案してこれに代わる適当な手段がある場合は、それにより伝達することも可）。

申請・受給者は、郵送又は窓口への提出により給付の申請を行い、市町村は、審査の上給付を決定し、申請・受給者が指定した口座への振込又は現金による窓口での交付により定額給付金を給付する。なお、現金の交付による給付は、可能な限り、振込による給付が困難である場合に限り行うこととする。

なお、給付に当たっては、郵送による申請又は窓口における申請のいずれの場合においても、公的身分証明書等により、十分な本人確認を行った上で、給付を決定することとする。

2 給付申請受付開始日及び申請期限

市町村は、定額給付金事業をできる限り速やかに開始するものし、具体的な給付申請受付開始日は、市町村において決定する。また、申請・受給者による申請期限は、当該市町村における給付申請受付開始日から6か月後とする。

第4 その他

所得を基準とする給付の差異については、これを設けないことを基本とする。所得を基準とする給付の差異を設けることを希望する市町村は、所得（収入から必要経費（給与所得者の場合には、給与所得控除）を控除した後の金額）が一定の基準額（基準額の下限は1,800万円）以上の世帯構成者がいる場合について、当該世帯構成者に係る給付額を給付しないとすることができることとする。この場合、給付の有無は、平成21年の所得を市町村の保有する税情報により確認することにより判断する。返還された給付金については、返還に関連する事務費の一部に充てることができることとし、差額を国庫へ返還する。

総 務 大 臣 殿

補助事業者の名称
その長の職、氏名



平成 年度定額給付金給付事業費補助に係る補助金の交付申請書

平成 年度定額給付金給付事業費補助事業について、補助金の交付を受けたいので、
定額給付金給付事業補助金交付要綱第 4 条により、関係書類を添え、下記のとおり申請す
る。

- 1 補助事業の目的 定額給付金給付事業
- 2 補助金額

補 助 金 額 (千円)

- 3 添付書類

対象者の人数等

- 4 定額給付金給付開始予定日

平成 年 月 日

- 5 補助事業の完了予定日

平成 年 月 日

添付書類

	区 分	対象者数 (人)	補助金額 (千円)
1	住民基本台帳に登録されている者で、区分2及び区分3以外の者		
2	住民基本台帳に登録されている者で、18歳以下の者		
3	住民基本台帳に登録されている者で、65歳以上の者		
小 計			
4	外国人登録原票に登録されている者のうち、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者及び出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める在留資格を有して在留する者（出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、短期滞在の在留資格で在留する者を除く。）（以下「特別永住者及び定住者」という。）のうち、区分5及び区分6以外の者		
5	特別永住者及び定住者のうち、18歳以下の者		
6	特別永住者及び定住者のうち、65歳以上の者		
小 計			
合 計			

補助事業者の名称
その長の職、氏名 殿

総 務 大 臣 印

平成 年度定額給付金給付事業費補助に係る補助金の交付決定通知書

平成 年 月 日付け〇〇〇第 号により申請された平成 年度定額給付金給付事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、定額給付金給付事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知する。

記

- 1 補助事業の目的 定額給付金給付事業
- 2 補助金額

補 助 金 額 (千円)

- 3 定額給付金給付開始予定日

平成 年 月 日

- 4 補助事業の完了予定日

平成 年 月 日

総務大臣殿

補助事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度定額給付金給付事業費補助に係る事業内容の変更承認申請書

平成 年 月 日付け〇〇〇第 号により交付決定された平成 年度定額給付金給付事業費補助事業に係る事業の内容を変更したいので、定額給付金給付事業費補助金交付要綱第7条に基づき、次のとおり申請する。

- 1 補助事業の内容を変更しようとする理由
- 2 変更しようとする補助事業の内容

区 分	補 助 金 額 (千円)	定額給付金給付開始予定日	補助事業の完了予定日
変 更 後			
変 更 前			

備考 変更前に係る全体の数値を下段に表示し、変更後に係る全体の数値を上段に表示すること。

- 3 添付書類

対象者の人数等

添付書類

	区 分	対象者数 (人)	補助金額 (千円)
1	住民基本台帳に登録されている者で、区分2及び区分3以外の者	()	()
2	住民基本台帳に登録されている者で、18歳以下の者	()	()
3	住民基本台帳に登録されている者で、65歳以上の者	()	()
小 計		()	()
4	外国人登録原票に登録されている者のうち、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者及び出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める在留資格を有して在留する者(出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、短期滞在の在留資格で在留する者を除く。)(以下「特別永住者及び定住者」という。)のうち、区分5及び区分6以外の者	()	()
5	特別永住者及び定住者のうち、18歳以下の者	()	()
6	特別永住者及び定住者のうち、65歳以上の者	()	()
小 計		()	()
合 計		()	()

(注) 変更前の額を括弧内に記載すること。

総務大臣殿

補助事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度定額給付金給付事業費補助事業の
〔中止・廃止〕の承認申請書

平成 年 月 日付け〇〇〇第 号により交付決定された平成 年度定額給付金給付事業費補助事業に係る事業を〔中止・廃止〕したいので、定額給付金給付事業費補助金交付要綱第8条に基づき、次のとおり申請する。

- 1 補助事業を〔中止・廃止〕しようとする理由
- 2 〔中止・廃止〕しようとする補助金額

補 助 金 額 (円)

3 添付書類

対象者の人数等

添付書類

	区 分	対象者数 (人)	補助金額 (千円)
1	住民基本台帳に登録されている者で、区分2及び区分3以外の者		
2	住民基本台帳に登録されている者で、18歳以下の者		
3	住民基本台帳に登録されている者で、65歳以上の者		
小 計			
4	外国人登録原簿に登録されている者のうち、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者及び出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める在留資格を有して在留する者（出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、短期滞在の在留資格で在留する者を除く。）（以下「特別永住者及び定住者」という。）のうち、区分5及び区分6以外の者		
5	特別永住者及び定住者のうち、18歳以下の者		
6	特別永住者及び定住者のうち、65歳以上の者		
小 計			
合 計			

総務大臣殿

補助事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度定額給付金給付事業費補助事業の遅延報告について

平成 年 月 日付け〇〇〇第 号により交付決定された平成 年度定額給付金給付事業費補助事業について事業が予定の期間内に完了し難くなったので、定額給付金給付事業費補助金交付要綱第9条に基づき、次のとおり提出する。

- 1 遅延の理由
- 2 補助事業の施行の経過
- 3 補助事業完了予定日

区 分	補助事業の完了予定日	備 考
変 更 後		
変 更 前		

備考 変更後に係るものを上段に、当初申請に係るものを下段に表示することとし、二段書とすること。

総 務 大 臣 殿

補助事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度定額給付金給付事業費補助事業状況報告書

定額給付金給付事業費補助金交付要綱第10条に基づき、次のとおり報告する。

総務大臣殿

補助事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度定額給付金給付事業費補助金に係る補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け〇〇〇第 号で申請し、平成 年 月 日付け
 〇〇〇第 号により交付決定された平成 年度定額給付金給付事業費補助金事業につ
 き、
 〔 完 了 〕
 〔 中 止 〕
 〔 廃 止 〕
 したので、定額給付金給付事業費補助金交付要綱第11条に基づ

き、次のとおり報告する。

1 確定を受けようとする補助金の額

受給権者に給付した 定額給付金の額 (円)	補助金の概算払い受入 額 (除く戻入額) (円)

2 添付書類

参考：給付者数等

3 定額給付金給付開始日

平成 年 月 日

4 補助事業の

〔 完了 〕
〔 中止 〕
〔 廃止 〕

平成 年 月 日

添付書類（参考）

	区 分	対象者数 (人)	補助金額 (千円)
1	住民基本台帳に登録されている者で、区分2及び区分3以外の者		
2	住民基本台帳に登録されている者で、18歳以下の者		
3	住民基本台帳に登録されている者で、65歳以上の者		
小 計			
4	外国人登録原票に登録されている者のうち、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者及び出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める在留資格を有して在留する者（出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、短期滞在の在留資格で在留する者を除く。）（以下「特別永住者及び定住者」という。）のうち、区分5及び区分6以外の者		
5	外特別永住者及び定住者のうち、18歳以下の者		
6	特別永住者及び定住者のうち、65歳以上の者		
小 計			
合 計			

年 月 日

補助事業者の名称
その長の職、氏名 殿

総 務 大 臣 印

平成 年度定額給付金給付事業費補助金の確定について (通知)

標記について、今回次のとおり補助金の額を確定しましたので、補助金交付要綱第 1 2 条により通知します。

確定状況 (第 回)

(単位：円)

交付決定額 (A)	前回までの 確定額 (B)	今回確定額 (C)	確定総額 (B)+(C)	確定減額	残 額 (A)-(B)-(C)

定額給付金給付事業費補助金調書

平成 年度
総務省所管

団体名 _____
(単位：千円)

国		地方公共団体										備考	
歳出予算 科目	交付決定 の額	収入			支出								
		科目	予算額	決算額	科目	予算額	うち国庫 補助金 相当額	決算額	うち国庫 補助金 相当額	翌年度 繰越額	うち国庫 補助金 相当額		
(項) 定額給付 金給付事 業助成費													
(目) 定額給付 金給付事 業費補助 金													

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定の額を記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、収入及び支出については、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算額」は、収入に当たっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、支出にあつては、当初予算額、補正予算額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業に係る支出予算額の繰越が行われた場合における、翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金調書の作成は、本表に準じて記載すること。

別記様式10

裏	面
← 6.5cm →	
↑ 9 cm ↓	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>第 号</p> <p>年 月 日発行</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>写 真</p> </div> </div> <div style="text-align: right;"> <p>官 職 氏 名</p> <p>年 月 日生</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第23条第2項の規定による検査員の証</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日まで有効</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">総務大臣 印</p>

備考 用紙は厚質白紙とする。

裏	面
<p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 （昭和30年法律第179号）抜粋</p> <p>第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	